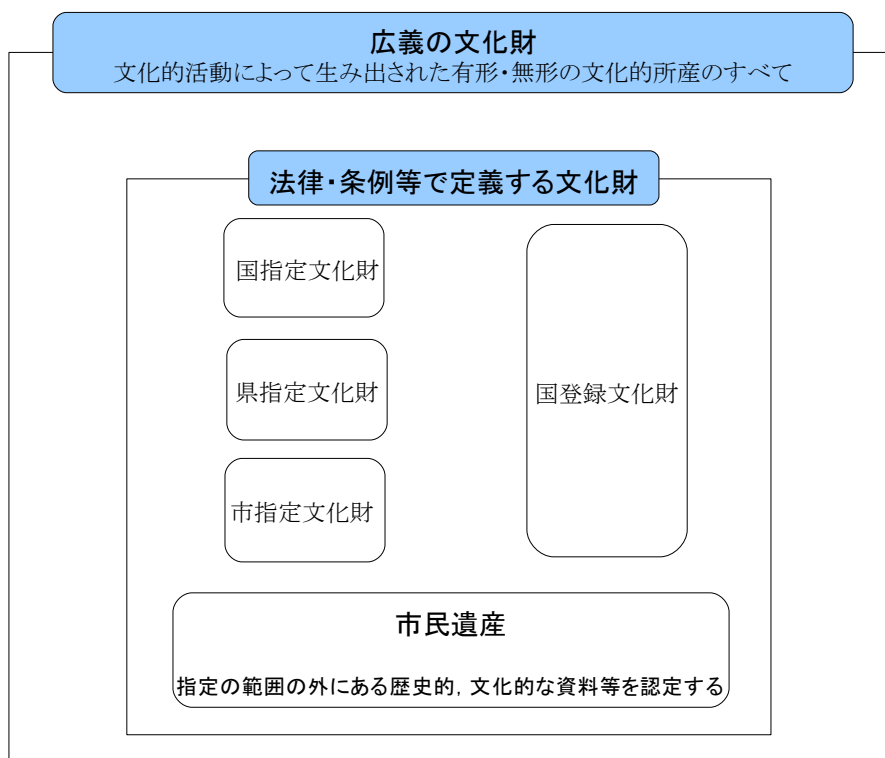


龍ヶ崎市の指定文化財制度，市民遺産制度等のイメージ



指定文化財と市民遺産の制度の違い

No.	内 容	指定文化財制度	市民遺産制度
1	指定（認定）の解除	所有者側から解除はできない	推薦者，所有者側から解除できる。
2	指定文化財（市民遺産）の現状変更	教育委員会の 許可 が必要 《龍ヶ崎市文化財保護条例第18条》	教育委員会への 届出 が必要
3	指定文化財（市民遺産）の公開や保存	教育委員会の 勸告，指示 があれば， <u>これに従う必要がある</u> 。 《同第22条，30条，38条》	推薦者，所有者は，認定された市民遺産を通して，住民の地域に対する誇りや愛着が醸成されるよう，できるかぎり公開，保存に 努める ものとする。
4	罰則規定の有無	罰金又は科料に処する。 《同第58～61条》	なし 刑法による。
5	保護・保存上の修理に対する補助・助成	予算の範囲内で補助金を交付 《同第16条，29条，36条，51条，55条》	なし ただし，補助金の適格性等にお合致する範囲で協働事業提案制度を活用することは可能。